

税のお知らせ

12月の納税等

固定資産税／第3期

保育料／12月分

納期限／12月25日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。平成29年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊された場合には**早急に届け出をお願いします。**

土地の所有者変更や分筆等

法務局にて移転登記をしてください。

家屋の所有者変更や取り壊し

登記をしている家屋
法務局へ移転または滅失登記をしてください。

登記をしていない家屋

役場税務課へ届け出をしてください。(印鑑を持参してください。)

問合せ先

総務部税務課

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が始まります

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う方が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他親族の為にスイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。**この特例を受けた場合、従来の医療費控除は受けられませんのでご注意ください。**

対象者

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康維持増進及び疾病の予防への取り組みとして以下の①から⑤のいずれかを受けている方

- ① 特定健康診査、② 予防接種、③ 定期健康診査(事業主健診)、④ 健康診査、⑤ がん検診

適用期間

平成29年1月1日～
平成33年12月31日

所得控除対象額

スイッチOTC医薬品の購入費

用を年間1万2千円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち1万2千円を超える金額(最高8万8千円)

申告に必要なもの

申告する方が、平成29年中に対象者が行うべき前記①～⑤の取り組みを行っていることを明らかにする書類(例 領収証、結果通知表)

・スイッチOTC医薬品を購入した領収書に基づき①購入費の額、②販売者の氏名または名称、③購入した医薬品等の名称、④その他参考となるべき事項を記入した明細書(明細書の様式は国税庁ホームページからダウンロードできます)

※領収書は申告に必要なありませんが、申告期限から5年間は自宅で保存し、税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません。

領収書の表示例



記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税薬局	セイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	
□ドラッグストア	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇	13,753	
//	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合はこのように記入

同一薬局で複数の医薬品を購入した場合、医薬品名を並べて記入し、合計額を記入

医療費控除は領収書ではなく「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました

これまで、医療費控除を受ける方は、確定申告書に医療費の領収書を添付する必要がありました。が、平成29年分の確定申告からは添付不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」を添付しなければならなくなりました。

※医療費の領収書は、申告期限から5年間は自宅で保存し、税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません。



国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	2/18	■●●病院 診療	6,000円	①
	5/28	■●●病院 診療	3,400円	①
		▲▲薬局 医薬品	700円	②
国税花子さんが受けた医療	9/13	○○診療所 診療	3,300円	③
		○○診療所 医薬品	1,100円	

医療費の明細欄の書き方(人・病院・薬局ごとでまとめる)

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■●●病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円
③ 国税花子	○○診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円

この明細書は、医療を受けた方、病院、薬局ごとに医療費を合計して記載するものです。(明細書の様式は国税庁ホームページからダウンロードできます。)医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すること

明細の記入を省略することも可能ですが、通知の様式や記載事項によって添付書類として使用できない場合がありますので、ご自身の健康保険組合等にご確認ください。

平成29年度税制改正において、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある口座)に係る所得について、所得税と異なる方式で個人住民税を課税できることが明確化されました。

特定上場株式等の配当等は、所得税・個人住民税ともに①総合課税、②申告不要(源泉徴収のみ)、③申告分離課税のいずれかを選択することができ、(ただし、株式譲渡所得割については、総合課税は選択できません。)個人住民税において申告された配当所得等は、合計所得金額に算入されるため、これを用いて算定される料等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書の送達日までに村民税・県民税申告書を提出していただく必要があります。申告を行う際にすでに所得税の確定申告をしている場

合は、確定申告書の写しをご持参ください。

名古屋自由業団体連絡協議会では、昭和58年から毎年、広く一般の方々を対象に、参加9業種10団体の専門家による、「無料相談会」を開催しております。

平成30年1月28日(日)
午前10時～午後3時30分
ナディアパーク「デザインホール」
(名古屋市中区栄3-18-1)

日時・場所
内容
法律・税金・登記・年金などあなたの疑問に専門家がご答えします。

主催
名古屋自由業団体連絡協議会

参加団体
愛知県行政書士会・愛知県司法書士会・愛知県社会保険労務士会・愛知県土地家屋調査士会・愛知県弁護士会・(公社)愛知県不動産鑑定士協会・東海税理士会・名古屋税理士会・日本公認会計士協会東海会・日本弁理士会東海支部

問合せ先
東海税理士会(当番会)
052-581-7508
<http://www.tokazei.or.jp/>

上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置について

第36回「生活お困りごと無料相談会」の開催

警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況 (29年10月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
10月	1	0	0	0	0
1~10月	3	1	0	2	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
10月	0	0	0	0	0
1~10月	4	0	0	0	7
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
10月	1	0	0	0	
1~10月	5	1	0	16	